奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三十三号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「長」の下に「（会計局にあっては、会計局総務課長）」を加え、同条第四号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第六号の表中「会計局」を「会計局総務課」に改める。

第三条の表第一号中「知事公室長」の下に「、南部振興監」を加える。

第六条の表第六号ク中「地域振興部文化観光局観光振興課」を「地域振興部観光局ならのにぎわいづくり課」に改め、同号中チをツとし、タをチとし、ソをタとし、同号セ中「使用料」の下に「及び労働会館に係る諸収入」を加え、同号中セをソとし、ケからスまでをコからセまでとし、クの次に次のように加える。

ケ　奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）に基づく返還金及び延滞利息の収納を行うこと。

第六十三条第一項中「当該課」の下に「の長（会計局にあっては、会計局総務課長。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「課及び」を「課の長及び」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。